

ハラスメント防止法&法改正知っ得セミナー

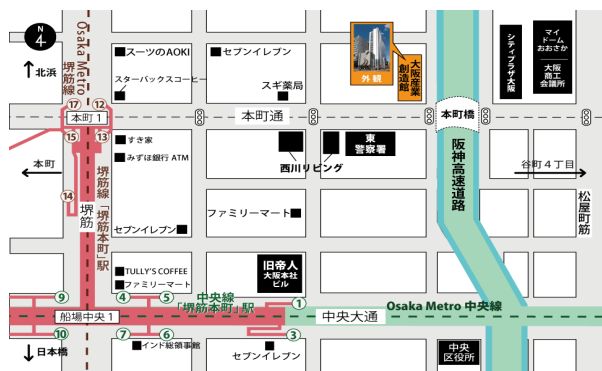
・ 中小企業もしっかりとハラスメント対策！ ～魅力ある職場のために～

(1) 2022年4月から、中小企業もパワーハラスメント防止法が義務化！
パワハラ、セクハラ、マタハラ、パタハラ、ケアハラ、ソジハラ…対策は万全でしょうか？
社内での解決が困難となり、訴訟に発展することもあるハラスメントについて、しっかり理解しておくことが大事です。

・ 法改正知っ得セミナー ～気を付けたいポイントは？～

(1) 2024年4月より、建設業、自動車運転業も残業規制が適用！

(2) 2024年10月より、従業員51名以上の会社は、パートでも社会保険の加入義務！



日時：令和5年2月9日（木）
午後3時～午後4時30分

場所：大阪産業創造館 6階 会議室 A.B
中央区本町1-4-5
「堺筋本町」駅12番出口徒歩5分
地下有料駐車場有り

講師：山田扶美子氏 山田扶美子社会保険労務士事務所 所長・社会保険労務士

関西大学文学部卒業。(株)リクルートに入社し営業企画に従事。その後、住友生命保険相互会社に入社、育成センターに所属し社員教育に従事。平成12年、社会保険労務士登録、労務相談、労働・社会保険の手続き業務、助成金の申請、年金セミナー、あっせん業務、是正勧告指導業務、給与計算等中小企業の良きアドバイザーとして実績を積む。大手損保会社、市役所、歯科医師会、工業業会で各種セミナー多数。

参加費：無料

定員：30名（定員に達し次第締め切ります）

申込み：下記、申込書に必要事項を記入いただき、所属される工業会・産業会までお申込みください。

申込み締切り：令和5年1月31日（火）

※当日、直接会場へお越しください。

FAX：06-6468-0788（一般社団法人此花工業会）

セミナー受講申込書

所属工業会・産業会 一般社団法人此花工業会

お名前		連絡先	
会社名			

お問合せ

公益社団法人大阪市工業会連合会

電話 06-6931-8501